

## 「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」人材紹介事業者登録要領

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「拠点」という。）が実施する事業に、有料職業紹介事業者が参画するための登録について以下に定める。

### 第1 目的

本要領により登録された人材紹介事業者が、県内中小企業等と、プロフェッショナル人材との間における有料職業紹介を実施し、県内中小企業等がプロフェッショナル人材を採用することで、経営革新等を実現すると共に、県経済の成長力を高めることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

- (1) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点 県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として、岐阜県中小企業総合人材確保センター内に設置した拠点をいう。
- (2) 登録人材紹介事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者をいう。
- (3) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上など、企業における事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有しており、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

### 第3 登録の方法

事業に参画しようとする有料職業紹介事業者は、知事が別に定める期間において、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、知事の登録を受けなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの
- (3) 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) 個人情報の管理に関するもの
- (6) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの
- (7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの
- (8) 本事業に係る登録証の写し（更新の場合）
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 前項にかかわらず更新登録の場合は、前項(1)から(5)に掲げる書類を省略できるものとする。

### 第4 登録の有効期限

登録の有効期限は、当該年度末までとする。

## 第5 登録の条件

第3に掲げる書類を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

- (1) 拠点が掘り起こした県内中小企業等の人材ニーズ（拠点が別に定める「企業情報シート」に記載）に対して、プロフェッショナル人材の紹介、マッチング及びアフターフォローを実施すること。なお、「企業情報シート」について、下記のとおり対応すること。
  - ① 「企業情報シート」を受領した登録人材紹介事業者は、対応の可否について、すみやかに拠点に報告すること。
  - ② 対応を開始した登録人材紹介事業者は、企業訪問等対応結果について、すみやかに拠点に報告すること。
  - ③ 対応を中止又は雇用契約が成立した登録人材紹介事業者は、すみやかに拠点に報告すること。
- (2) 関係機関の連携強化を図るため、県が設置する岐阜県プロフェッショナル人材戦略協議会の運営に協力すること。
- (3) この要領に定める県への報告等のため、登録人材紹介事業者及び県内中小企業等が、プロフェッショナル人材の個人情報を県へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ること。
- (4) プロフェッショナル人材のマッチングが成立した場合は、成立後速やかにマッチング成立案件報告書（様式第2号の1）により知事に報告すること。
- (5) プロフェッショナル人材に関する有料職業紹介の活動状況について、上半期の状況については当該年度の10月10日まで、下半期の状況については当該年度の3月31日までに有料職業紹介活動状況報告書（様式第2号の2）により知事に報告すること。

## 第6 審査の実施

登録については、申請内容を審査の上、知事が登録を決定し、審査結果を登録申請者に通知するものとする。

## 第7 登録の変更

登録人材紹介事業者においては、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があった場合は、人材紹介事業者登録変更届（様式第3号）により速やかに知事へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

## 第8 登録の抹消

登録人材紹介事業者において、本事業への登録の抹消を希望する場合には、人材紹介事業者登録抹消届（様式第4号）により知事へ届け出るものとする。

## 第9 登録の取消

知事は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき
- (2) 正当な理由がないのに、第5の条件に違反したとき

(3) その他、登録人材紹介事業者に適しないと知事が判断したとき

#### 第10 指導監督

知事は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができるものとする。

#### 第11 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

この要領は、平成27年12月21日から施行する。

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月6日から施行する。ただし、要領改正前に発行した登録証の有効期限は、平成30年3月31日までとする。

この要領は、平成31年2月6日から施行する。

この要領は、令和2年3月2日から施行する。

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

## 人材紹介事業者登録申請書（新規・更新）

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

所 在 地 （〒 ）

名 称  
代表者役職 ・ 氏名

「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」人材紹介事業者登録要領第3の定めに基づき、次のとおり申請します。

### 1 有料職業紹介事業者の概要

有料職業紹介事業許可番号	(有効期間 年 月 日から 年 月 日まで)
事業所の概要	所在地 (〒 ) 名 称 代表者役職 ・ 氏名

### 2 要領第5に定める登録の条件への承諾

<input type="checkbox"/>	承諾する
--------------------------	------

(注) 承諾する場合は○を付けてください。

### 3 添付書類（更新の場合は、(1)～(5)を省略可。）

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (6) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの（別紙1）
- (7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの（別紙2）
- (8) 登録証の写し（更新の場合）
- (9) その他知事が必要と認める書類

### 4 本申請に係る責任者連絡先

氏名		所属・職名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

別紙 1

県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針について

1 有料職業紹介の実施状況

○ 対象期間 年度分 (単位：件)

	求人 (企業)	求職 (人材)
(1) 登録件数	(うち 県内企業 )	(うち 県外在住者 )
(2) マッチング 実施数	(うち 県内企業 )	(うち 県外在住者 )
(3) 採用件数	(うち 県内企業 )	(うち 県外在住者 )

2 有料職業紹介の今後の取組方針

	企業向け	求職者向け
登録数を増やす ための取組		
マッチングを 増やすための取組		
その他の取組が あれば記載		

(注) 1 実施状況は、申請年度の前年度（4月～3月、1年分）を記載してください。

2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

3 対応可能職種及び業種

--

別紙2

人材の円滑な定着のための取組について

	求職者向け	(参考) 企業向け
就業前		
就業後		
その他の 取組が あれば記入		

様式第2号の1 (要領第5関係)

マッチング成立案件報告書

年 月 日

岐阜県知事様

所在地 (〒 )

名称  
代表者役職・氏名

「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」人材紹介事業者登録要領第5の定めに基づき、プロフェッショナル人材のマッチング成立案件について、次のとおり報告します。

【マッチング成立案件の詳細】

企業名			
雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 副業 <input type="checkbox"/> 兼業 <input type="checkbox"/> 顧問		
性別		年齢	
年収 <sup>※1</sup>		採用部署	
採用ポスト <sup>※2</sup>		採用職種 <sup>※3</sup>	
具体的な業務	<input type="checkbox"/> DX人材に該当		
内定年月日	年	月	日
従事開始予定年月日	年	月	日予定
転居の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
転居前後の住所 <sup>※4</sup>	転居前	都道府県	市区町村
	転居後	都道府県	市区町村
直近の業種 <sup>※5</sup>		実務経験年数	(県外) 年
勤務地 <sup>※6</sup>	採用前(直近)	都道府県	市区町村
	採用後	岐阜県	市町村

<以下、常勤以外の場合に記載>

契約期間	か月	報酬・委託料等	万円/月
業務遂行手段	<input type="checkbox"/> 事業所での業務が必須 <input type="checkbox"/> 全て遠隔業務 <input type="checkbox"/> 遠隔業務(電話・メール・Web会議等)と月数回の対面会議		

※1 年収は万円単位で記入してください。(例：850万円)

※2 採用ポストは「社長クラス」「役員クラス」「部長クラス」「課長クラス」「係長クラス」「専門職・エキスパート」「その他」のいずれかを記載してください。  
「その他」を記載した場合は、具体的なポスト名を( )書きで記入してください。

※3 職種は「営業・販売・セールス」「海外展開」「新製品開発・商品企画」「技術開発・研究開発」「生産管理・工場運営・品質管理」「物流・購買」「経理・財務」「人事」「法務」「総務」「広報・マーケティング」「経営企画」「クリエイティブ(Web・デザイナー・編集など)」「システムエンジニア・ITエンジニア」「エンジニア(設計・生産技術)」「その他( )」のいずれかを記載してください。

※4 住所および ※6 勤務地は市区町村まで記載してください。(例：東京都港区、岐阜県岐阜市)  
また、転居していない場合は、「転居前」にのみ現住所を記載してください。

※5 業種は総務省の「日本標準産業分類」の大分類項目により記載してください。

## 有料職業紹介活動状況報告書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

所 在 地 （〒           ）

名                   称  
代表者役職 ・ 氏名

「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」人材紹介事業者登録要領第5の定めに基づき、（     年9・3月末時点）の有料職業紹介活動状況について、次のとおり報告します。

1 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携状況

拠点からの情報提供件数（累計）	件
うち企業への対応件数※ <sup>1</sup>	件
マッチング成立件数（累計）	件

※1 対応件数には、何らかの対応を開始した件数を記載してください。  
なお、成約等により終了した件数も含めてください。

2 就業開始後6か月以内のプロフェッショナル人材に対するフォローアップの状況

企業名	採用者氏名・年齢・性別	フォローアップの状況※ <sup>2</sup>	
		就業開始前	就業開始後6か月以内
		回	回
		回	回
		回	回
		回	回
		回	回
		回	回
		回	回
		回	回
		回	回
		回	回

※2 採用者に対する、就業開始前、就業開始後6か月以内の直接面談や電話連絡などの対応回数をご記入ください。



